

平成22年 11月 定例会（第300回） 12月06日-02号

第三百回定例奈良県議会会議録 第二号

平成二十二年十二月六日（月曜日）午後一時開議

-----

○副議長（藤本昭広） 次に、三十番今井光子議員に発言を許します。――三十番今井光子議員。（拍手）

◆三十番（今井光子） （登壇）日本共産党の今井光子でございます。先ほど十五年の表彰をしていただきました。これまで数え切れないほど多くの方々のご支援に支えていただきましたことと、心からお礼を申し上げます。それでは、日本共産党を代表して知事に質問いたします。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

日本共産党奈良県議会議員団では、県民アンケートに取り組んでいます。既に二千百通が返送され、切実な声がぎっしり書き込まれています。暮らしが悪くなったという人が六五％、収入が減った、七〇％、国民健康保険料や介護保険料・利用料、医療費の負担が重いと答える人は九三％です。県政に望むことは、一、安定して働きたい。二、負担を減らして子育てを応援し、高齢者・障害者の福祉、生活環境をよくしてが上位です。県民は暮らしと福祉を守ることを県政に求めています。また、県が行った平成二十二年の県民アンケートでは、八割の人が生活に不安を感じています。さらに満足度が低いと感じている点は、雇用や医療と並び、市町村の政治に住民の意見や要望が取り入れられていないことを挙げています。

知事は、五つの構想案を発表されました。この構想案については、知事はたたき台という考えのようですが、トップダウンではなく、十分に県民の声を聞いて進めるべきだと思います。荒井知事になってから県政のスピード感が増し、次々出る思いつき政策と、そこに寄せられる県民の声との間で幾つかの矛盾に直面してきました。就任早々のホテルを核としたまちづくりでは、県民の声も聞かずに県営プールをつぶしてしまい、いまだにホテルは来ていません。廃止された県営プールの移転先とされる第一浄化センターでは、フラワーセンターが廃止されるとのことで、フラワーセンターを利用されて山野草などを毎月展示して楽しんでいる趣味の会の方々からも心配の声が出ています。どのように考えているのか、お聞かせください。

奈良県の子どもの三分の一が利用してきた県立野外活動センターでも同じことが起きています。県は、四十年にわたって二百八十万人が利用してきた施設が老朽化して利用が少なくなったからと、宿泊管理棟をなくしてテントとロッジだけにするとしています。多くの関係者は、従来どおりの機能を持った新しい施設を望んでいます。テントとロッジのレジャー用のキャンプ場は各地にあります。奈良県立野外活動センターが教育施設として

担ってきた役割を残してほしいという県民のニーズと大きくずれています。管理宿泊施設の廃止の条例変更も、予算も何も議会には出ておらず、正式に決まってもいないのに既に来年から閉鎖のことがホームページで公開されるなど、議会軽視と言わざるを得ません。

奈良県立野外活動センターの宿泊施設が閉鎖された場合、曾爾高原自然の家の受入れ状況を聞きに行っていました。やはり奈良県の学校から問い合わせが増えているとのことです。これまで第一、第二希望で受入れができておりましたが、秋以降の第三希望を聞かなければ受入れができなくなっているとのことでした。私は、地元の小・中・高等学校を回って意見を聞きました。安心して連れていける場所がなくなることを心配されていました。また、現場では、学校行事がずれ込むと今のサイクルでは野外活動はできなくなってしまう。テントやロッジの分散型では、引率の教師の人数が多く必要になるが、今の学校現場では現場から応援をもらえるような体制ではなく、センターの受入れ指導員に応援してもらえないと安心して子どもを連れて野外活動をさせることは困難など、いろいろな声を聞かせていただきました。

今議会に、野外での学校教育活動の補償に関する請願が上がってきています。詳しくは厚生委員会で議論しますが、九月予算審査特別委員会の総括質疑に私がこの問題を取り上げましたとき、知事は、体の弱い子どもたちのことも考えなくてはいけないと発言されましたが、トイレやお風呂、食事や車いすの対応など、その後どのように考えていただいたのでしょうか。一時のイベントに莫大な投資をしたことを思えば、管理宿泊棟を新しく建て替え、今後さらに四十年間、多くの子どもたちがかけがえのない体験ができる特色ある施設にすることは、未来に生きる投資だと思います。知事は、当選直後に、上司は県民だと言われました。県の施設は知事の私物ではありません。県民のものです。今回の県立野外活動センターのことにしても、まず現在利用されている県民の意見を聞いて、新たな計画を進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、平和について質問します。

私は、五月にニューヨークの国連本部で開かれたNPT核拡散防止条約世界会議の要請行動に、県下四十自治体すべての首長さんの賛同署名を持って参加しました。これは全国で奈良県が初めてで、日本から参加した千五百人の要請団と六百九十万人の署名は、核兵器廃絶を最終文書に書き込んだ大きな力になりました。ニューヨークでは、キング牧師がベトナム反戦演説をしたリバーサイドチャーチで公開シンポジウムが開かれ、参加しました。当時キング牧師は、アメリカがベトナム人の上で爆弾を落とすと、その爆弾は国民の上で爆発をする。意味のない戦争が死をもたらしアメリカの人々の希望を奪い続けると訴えたそうです。この教会で国連のバン・ギムン事務総長は、核兵器のない世界は必ずやってくる、そのときが来たら、世界はあなた方に感謝するであろうとあいさつされました。私は、奈良から持っていった憲法第九条を各国の言葉に訳したリーフレットをバスの運転手さんに渡しました。彼はそれに目を通して深いため息をついて、オー、イエスと握手を

求められました。憲法第九条は、多くの犠牲の上に立ち、どんな理由があろうとも二度と戦争は繰り返さないことを国の内外に誓った日本の宝です。

今、北朝鮮の韓国延坪島への砲撃、尖閣諸島沖の中国漁船追突問題、ロシアの北方領土問題と、沖縄の米軍基地問題など、日本を取り巻く情勢は緊迫しています。一つ間違えれば取り返しがつかないことになるのではないかと、多くの国民が心を痛めています。北朝鮮の武力攻撃は、どんな理由があろうとも民間人に対する無差別攻撃は許されるものではなく、日本共産党は直ちに抗議をするとともに、関係各国が外交的、政治的な努力で解決することを要請しました。

平和のために地方レベルで何ができるでしょうか。沖縄での米軍基地問題で、地元広陵町の平岡町長は八月に嘉手納町長と宜野湾市長に手紙を送りました。そこには、靴下生産日本一、古墳の数も全国一と広陵町の町の紹介をしてから、自身の戦争体験から、二度と戦争してはならないという平和の思い、基地面積が嘉手納町では町の面積の八三%が米軍基地、宜野湾市では市の面積の三三%が米軍基地であることに触れ、特に危険区域に学校や保育園などの公共施設や民家があるといった異常な事態を知るにつけ、両首長様がどのようなお気持ちで日々の行政に当たっておられるかを考えていると、いても立ってもいられない気持ちになります。一日も早い沖縄の現実の打開を願い、お便りをするものです。私たちにできることは小さいさやかなことかもしれませんが、そんな一歩が全国に広がれば、情勢を切り開くことができるかもしれません。とつづられています。これに対して嘉手納町長、宜野湾市長の感謝とお礼の手紙が届いています。

平城遷都一三〇〇年祭では、東アジア諸国と文化や歴史を通じたたくさんの交流が行われました。奈良県は、世界に平和を発信するふさわしいところであると思います。県下の自治体では、非核平和宣言の町という看板を立てるなど、その決意を住民や来訪者に知らせるなど取り組んでおります。平城遷都一三〇〇年祭の終わりを控えた今、奈良県として平和の取り組みをどのように進めようとしているのか、伺います。

次に、水と食と農、TPPについて伺います。

持続可能な社会は二十一世紀のキーワードです。その中でも、二十一世紀は水の世紀と言われています。ことし一月開かれた日本水フォーラムでは、現在、世界で九億人が安全な飲み水を得ることができず、国連世界水発展報告書によれば、今世紀半ばまでに二十億人から七十億人が水不足に直面すると予測されています。その一方、日本は、食料、木材、衣料の輸入を通じて間接的に世界中から大量の水を輸入して依存していることの警鐘が鳴らされました。ところが、菅内閣は、平成の開国だと十一月九日、環太平洋戦略的経済連携協定TPP参加の方向で、関係国との協議を開始する、包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定いたしました。これは、自動車、電機など一部の大企業のために農業を犠牲にするもので、許されません。

これは日本の存亡にかかわる重大問題です。奈良県でも十二月九日、奈良県農業協同組合中央会・永田正利会長を執行委員長として、国会議員、県議会議員、農業者、消費者な

ど、橿原万葉ホールにて、TPP交渉への参加に反対し日本の食を守る奈良県緊急集会が開かれる予定です。全国でも燎原の火のごとく反対の声が広がっています。実施されれば、食料の自給率は四〇%から一二%に落ち込み、その関連業者など三百四十五万人が仕事を失います。国土は耕作放棄地が増えて破壊されます。奈良県は農地の中で水田の割合が七五%と、全国平均の五四%に比べても高く、影響は甚大です。世界では十億人が飢餓で苦しんでおり、豊かな水と農地がある日本で食料の自給率を高め、食料の主権を守ることは、世界の水や食料、平和に大きく貢献することになります。食べ物がなければ人間は生きていくことができません。第二次世界大戦では、戦死者の多くは食べ物がなかったために死んでいった人でした。国連総会では、食料主権は世界の流れと決議に明記されました。

知事に伺います。TPPについて、政府に対し、参加はもとより協議も行わないように緊急に申し入れるとともに、TPPによる県内農業、関連産業に与える影響を試算して県民に明らかにし、広範な県民運動としてTPP参加を絶対に許さない取り組みを強化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、憲法第二十五条が暮らしに生きる県政について質問いたします。

ことは、人間裁判として闘った朝日訴訟の判決から五十年がたちました。朝日訴訟とは、当時岡山の結核療養所で重症の結核で入院中の朝日茂さんが起こした裁判です。収入のない長期入院患者に対する生活扶助は一カ月六百円でした。福祉事務所は、中国抑留で長期に音信不通だった兄を探し出し、月千五百円の仕送りをするように要請しました。子どもを四人抱えて生活が楽ではなかったお兄さんでしたが、仕送りを始めたところ、福祉事務所は、千五百円のうちから六百円だけ残して、九百円は医療扶助の一部負担金として国に返還させることを決定したのです。朝日さんはもともと六百円では足りないと思っていたので、それだけ残して政府がそれを取り上げてしまうことは納得できないと感じました。それが当時の厚生省の生活保護基準に従った措置であることを知った朝日さんは、最初岡山県知事に、次に厚生大臣に不服申請をして却下され、行政訴訟を起こしたのです。六百円で買ったものは、肌着が二年に一着、パンツは一年一枚だけ、手ぬぐいが年に二枚、ちり紙が一カ月に一束、鉛筆が一カ月半本、これでは憲法第二十五条の健康で文化的な最低限度の生活を維持できない、これは憲法や生活保護法に違反していると起こした裁判でした。

憲法第二十五条を争った生存権裁判・朝日訴訟の判決は、健康で文化的な生活は国民の権利であり、国は具体的に保障する義務がある。それは予算があるなしで決められるものではなく、むしろ指導支配しなくてはならないとされました。このことは、政治の基本は国民の命と暮らしを守ること、税金はまず社会保障に使い、その上でほかの予算を決めなさいということです。

こんな相談がありました。派遣切りが問題になりました一昨年、会社が倒産して、車に寝泊まりしてハローワークや訓練所に通っていた人がいました。緊急対策で住宅に入り、何とか仕事を見つけて自立をしたいと頑張りましたが、半年したら住宅を出なくてはいけ

ません。半年では仕事が見つかりません。彼は生活保護を申請しました。車に乗らないことを約束すれば申請を認めるということでした。蓄えはなく、友人から借りるのも限界で、生きるためのぎりぎりの選択で車に乗らない誓約書を書き、申請できました。それでも仕事をして自立をしたいと頑張っていました。ハローワークから面接にすぐ来てほしいと連絡があり、車を使わなくては間に合わずに、帰ってきたところを生活保護のケースワーカーに見つかり、生活保護を停止されました。なおかつ、ハローワークで職業自立訓練のために借りていたお金を申告せずに保護費を不正受給したと言われて、逆に返済を求められたのです。彼は県に対して不服申し立てを行いました。その後、彼は再申請を行い、生活保護は再開になりましたが、不服申し立ては、法で定められた五十日が過ぎても判定が下りません。再三問い合わせをしましたが、県は急ぐ事案があるということで三十四日間もおくれて返事が届いたときは、その前日に既に亡くなっていたのです。どんなに無念だったでしょうか。仕事を見つけようと頑張っていたことを不当だと一方的に決めつけて、努力を踏みにじるような行政の対応は問題です。

本人の主張と福祉事務所の対応が合わないことは、この事例に限らずにたくさんあります。保護の必要な人に生活保護が認められていないのです。格差と貧困の広がりでも生活保護世帯が過去最高になりました。保護が必要なのに、受けている率は一割から二割と言われていています。生活保護以下で生活している人が四倍から九倍もいるのです。急増する生活保護世帯にケースワーカーの増員が追いつかずに、一人で百ケース以上も受け持つなど、ゆっくり耳を傾けて生きる叫びを聞くゆとりがないのです。

実態を伺います。生活保護のケースワーカーを大幅に増員するとともに、人権尊重の立場に立って、生活、医療、介護、住宅、教育などさまざまな扶助実態に合わせてもっと柔軟に適用し、自立へとつながるようにするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

年末がもうすぐです。家も仕事もない人がとりあえず駆け込めるシェルターの確保などを要望しておきます。

福祉医療制度について質問します。

六十五歳以上から七十歳になるまでの非課税世帯を対象に実施してまいりました老人医療費助成制度は、ことしの七月三十一日で廃止になりました。この制度は、奈良県では平群町で最初に始まり、各地に広がり、奈良県は奥田知事の時代に国に先駆けて実施した制度でした。私が医療相談の仕事をしたころは、奈良県のお年寄りには六十五歳になれば医療費は無料になることが当たり前になっていました。それが中曽根内閣の時代に、軍事予算がG N P-%以内という枠が外れ、軍事費が増え続けてきたころから福祉の負担が増えました。初めに月四百円の自己負担が導入されたとき、高齢化社会になるというキャンペーンがされて、お年寄りも、若い世代に負担をかけるのは大変だ、四百円ぐらいならと言っていました。その後、お年寄りでも負担しているのだからと健康保険の負担増が続き、今では国民健康保険も被用者保険も三割負担になりました。七十歳から七十四歳まで現在は一割になっていますが、来年からは段階的に二割の負担になることが検討されています。

七十五歳以上の後期高齢者は、一割から所得によっては三割もの負担になります。高齢者の不安のトップが医療や介護の費用負担になっていますが、高齢者の医療費負担を軽減する県独自の福祉医療制度が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、窓口で三割を払って、後から五百円以上が償還払いになっている県の福祉医療制度は、乳幼児、障害者、母子医療などですが、窓口負担をなくすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

今、父子家庭が急増して、貧困化が進んでいます。しかし、何の支援もありません。今の時代のニーズに合わせて、母子医療を一人親医療に改め、父子家庭も支援できるように改善すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、中小企業高度化資金についてお尋ねします。

奈良県が平成元年、平成二年にヤマトハイミールに貸し付けた二十億円の中小企業高度化資金問題は、組合も破綻し、理事長も亡くなりましたが、いまだに県が貸した二十億円については回収されていません。この間の住民訴訟では、県がお金を貸し付けたにもかかわらず回収を怠ったのは違法であるとの判決が下りました。しかし、だれも責任をとる者がおらず、住民側はそれを不服として、一億七千万円も退職金を受け取って退任した元知事を最高裁判所に提訴しています。平成十九年、県はヤマトハイミール食品協業組合に対して返済請求を行い、このときに初めて連帯保証人にも請求を行いました。それによって初めて二十億円もの連帯保証人であったことを知ったYさんは、県を相手に保証人ではないという裁判を起こしましたが、昨年十二月二十四日、実印が使われていたということで敗訴しました。

ことしの二月定例県議会で私は、貸付けの契約関係を証明する公正証書において、県側の代理人が県の職員、組合側の代理人も県の職員というのは、そもそも貸付けの相手に委任するのは問題ではないかと質問しました。国の中小企業事業団にも直接聞きに行きましたが、そのような例はあまり聞いたことがないと答えております。民法第百八条には双方代理の禁止が決められています。この点を知事は調査をされると言われましたが、どのような調査を行い、その結果はどうであったのか、伺います。また、県は連帯保証人に対して、いつどのようにして公正証書で確認された保証の内容を知らせてきたのかを伺います。

最後に、水害対策で要望したいと思います。

天理王寺線の都市計画決定が行われました。河合町池部から長楽を、そして川西に抜ける道路計画です。これによって不毛田川から大和川への合流地にあります市場の地域では、今でも雨が降ると大和川への出口がしまり内水氾濫が起きて水害が繰り返されています。一年前から地元と県、町、また地元議員も入って協議会を行っております。地元の知恵を水害対策に生かすことの重要性を改めて感じております。市場から上流のところ、平成十七年広陵町沢につくられた不毛田川流域調整池、通称葛城ドリームグラウンドがありますが、調整池から下流三百メートルの区間、不毛田川が未改修のために本来の役割を果たしておりません。その連結も含めて実効ある水害対策を強く要望しておきます。

これによりまして第一問目を終わらせていただきます。答弁によりましては自席より質問させていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（藤本昭広） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）三十番今井議員のご質問が幾つかございました。

まず、フラワーセンターのご質問でございます。

フラワーセンターは、昭和四十九年に開設し、その敷地に花壇、庭園などを配置しております。ガーデニング教室など県民セミナーの開設で年間延べ千人程度の参加者がございまして、ボランティアの自主活動の場として機能してきたものでございます。一方、花にかかわる施設といたしましては、本年九月十八日から十一月十四日の五十八日間、馬見丘陵公園で第二十七回全国都市緑化ならフェア、やまと花ごよみ二〇一〇が開催され、目標を上回る四十三万人の入場者がございました。本県の特産で球根生産量日本一のダリアを用いた花壇をはじめ、ドライフラワーリースづくりなどの体験教室、みんなで作ろう！ダリア花じゅうたんなどのイベントを通じ、多くの方々に花に親しんでいただき、成功裏に終了したものでございます。県といたしましては、この二つの施設を見まして、都市緑化フェアを一過性のものとせず、ボランティア等の参加も得ながら、県下全域において花と緑のまちづくりを推進していきたいと考えております。このため、現フラワーセンターを馬見丘陵公園内に移し、花と緑のまちづくりを推進する活動拠点とする方向で検討してまいりたいと考えております。

なお、今後、具備すべき機能や規模等の検討を行うとともに、移設に当たって現フラワーセンターの利用者の活動に支障が生じないように、あわせて検討してまいる所存でございます。

野外活動センターについてのご質問が、これまでも何度もございましたが、本日ございました。

野外活動センターにつきましては、平成十九年度の包括外部監査において、施設のあり方を抜本的に見直すべきとの指摘を受けました。これを踏まえまして、教育委員会を含む関係課で構成する、あり方検討委員会を設置し、平成二十年十月から本年、平成二十二年十一月にかけて二年間検討を重ねてまいりました。具体の検討に当たりましては、平成二十一年度に県内小学校二百十三校、中学校百七校、高等学校五十六校へのアンケート調査や、平成十九年度からは毎年、団体利用された方へのアンケートを実施してきております。アンケート調査では、子どもさんたちからは、直接自然と触れ合えるロッジやテントといった非日常的な経験が深く印象に残っているとのご意見、ふだんの生活とは異なる飯ごう炊さんやキャンプファイヤーなど、野外で自主的に行う体験での満足度が高いという声が寄せられました。また、県民からは主に、安全確保、衛生管理、食事提供についての意見が寄せられました。それらの意見についても検討を行って十分な対応をとることにしてき

たものでございます。以上のことから、ロッジ、テントサイトを中心として、自然の中で生活することで青少年の社会性をはぐくむという本来の野外活動の目的に沿ったセンターの運営をしていきたいと考えております。

九月の予算審査特別委員会の総括質疑でも取り上げられましたが、体の弱い子どもたちのことも考えなくてはいけないという点でございます。

体の弱い子どもさんたちにつきましては、学校から提出される指導計画を踏まえ、個々の状況に応じたプログラムを工夫していきたいと思っております。なお、新管理棟には車いすでの利用が可能な温水シャワールームやトイレを設けるほか、ロッジ等へのアプローチも改修する予定でございます。

平和問題についてのご質問がございました。平和への取り組みを奈良県としてどのように進めていこうと考えているのかというご質問でございます。

国家間の平和への取り組みも重要だと思っておりますが、国を超えた地方政府同士の交流は平和の醸成につながる、意味のある活動と認識しております。その意味で、東アジア地方政府会合は、今後重要な意義を持ってくるものと思っております。また、先月、東大寺鑑真和上像揚州里帰り事業として、県議会の皆様とともに民間と行政が一体となった訪問団で、鑑真和上のふるさと揚州市を訪問いたしました。日中関係が不透明な状況の中、熱烈な歓迎を受け、さらにその認識を深めたところでございます。本県では、昭和六十三年に国際文化観光・平和県を宣言し、本県の有する歴史文化遺産などの特性を活用して、奈良と歴史的にゆかりの深い中国や韓国などの東アジアの国々との交流を推進しているところでございます。特に中国陝西省とは、奈良県として初めてとなる友好提携の締結を目指して交流を進めてきております。また、百済の地でございました韓国忠清南道とは、文化観光交流協定を締結して、平城遷都一三〇〇年祭、忠清南道二〇一〇世界大百済典への相互出展をするなど、交流を実施してきております。このような東アジアの地方政府との交流そのものが、平和で安全な世界の実現に向けての奈良県らしい取り組みであると認識しております。今後、恒久平和の実現に向けて、一步でも前進する契機となるよう、平城遷都一三〇〇年祭を通じて養った東アジアの地方政府との交流をさらに推進してまいりたいと考えております。

ＴＰＰについてのご質問がございました。

先ほど新谷議員に答弁した内容にもなりますが、国の内閣府では、ＴＰＰへの参加は日本経済を活性化するための起爆剤として、製造業を中心に、全体としてＧＤＰが増加すると試算されておりますが、一方、農林水産省では、農産物について外国産との価格競争により大きなマイナス影響を受けると試算されております。現段階では、国の機関においての意見の集約がされていないように思います。

なお、農林水産省の試算基準は、全世界を対象に直ちに関税を撤廃した場合の試算であり、ＴＰＰに参加した場合の試算でないというような報告も受けております。

本県農業のことをございます、兼業稲作農家が大半を占め、貿易自由化による影響が少ない野菜、花き、果樹などの園芸農業が主でございますが、県としてどのような影響があるか算定することは極めて困難な事情がございます。先ほどご答弁申し上げましたように、国として日本農業の将来方向を示していただくことが先決だと思っております。県といたしましては、今後、国の動向、特に意見の集約化の行方を注視しておりますが、本県農業の足腰を強くしていくことは、その帰趨のいかににかかわらず重要だと思っております。マーケティング・コスト戦略に基づく農業の振興施策を着実に展開し、意欲ある農家が将来展望を持って農業経営を営めるよう取り組み、奈良らしい農業振興の方策を追求してまいり所存でございます。

憲法第二十五条の関係で、生活保護に対するソーシャルワーカー、ケースワーカーの事情についてのご質問がございました。

奈良県の生活保護世帯数は、平成八年以降毎年増加しております。平成二十一年度では一万二千四十五世帯でございますが、五年前の平成十六年度と比べまして二割、約一・二倍に増加しております。全国とほぼ同様の傾向になっております。生活保護のケースワーカーの数は、社会福祉法に標準数が規定されておりますが、郡部町村の福祉事務所では保護世帯六十五世帯に一人、また市部福祉事務所では八十世帯に一人の割合で配置することになっております。県下の保護世帯数の増加が続く中で、各福祉事務所ではケースワーカーの人員確保に努めておりますが、本年四月一日現在では、県下十五福祉事務所中、標準を下回っておりますのは奈良市、大和郡山市、桜井市の三市でございます。大和郡山市、桜井市はここ数年の保護世帯数の急増に伴い、それぞれ二名の不足が生じたものでございますが、奈良市におきましては恒常的に不足しており、四月現在で十四名の不足となっております。

なお、生活保護の適用に当たりましては、生活保護世帯の生活状況を十分把握した上で、その世帯のニーズに応じ、生活、住宅、教育、医療等の各扶助を適切に組み合わせて給付するとともに、ハローワーク、学校、病院等の関係機関と連携して自立支援を図っていくことが重要であると思っております。近年では、厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、ハローワークと連携して職業相談・紹介や職業訓練の受講あっせんなどの個別支援を行ってまいりました。平成二十一年度では百七十五人を支援いたしました。うち五十一人が就職に結びつきました。また今年度から、ハローワークへの同行を行う就労支援員を配置することとし、六福祉事務所七人を配置したところでございます。的確な生活保護行政を展開していくためには、ケースワーカーについて、量、質ともに充実させていく必要があると思っております。県といたしましては、各福祉事務所に対し事務監査等の権限がございますので、それを通じて、引き続き、ケースワーカーの必要数の確保とともに、失業者に対する就労支援、貧困家庭の低学力の子どもに対する進路指導、病状に応じた療養指導など、受給者の多様な課題に対応した効果的な支援を行っていただくよう、助言・指導してまいりたいと考えております。

福祉医療制度、高齢者の医療費負担等についてのご質問がございました。

六十五歳から六十九歳の低所得者の方を対象といたしました県独自の老人医療費助成制度につきましては、平成十六年の福祉医療検討委員会において、地方が単独で助成を実施する意義が既に希薄化しており、また、全国的にも制度廃止が相次ぐ中、時代の流れとして、経過措置を設けて廃止することは相当という提言を受けまして、平成十七年八月に見直しを行い、当時の受給対象者が全員七十歳に到達する本年七月末日をもって制度が完了したものでございます。現在、国において、高齢者医療制度のあり方について検討がなされております。保険料の設定、窓口負担も含めた高齢者医療全体について、高齢者の所得状況も踏まえ、議論がなされているところでありますが、本県としても、国の制度の枠組みに沿って対応していきたいと思います。

次に、医療費の窓口負担につきましては、窓口払いの原則が国民健康保険法等に規定されており、この原則に反する場合には国庫負担金の減額措置が課せられることになることや、現行の窓口で一部負担金を払った後、助成金が自動的に振り込まれる方式、いわゆる自動償還方式が定着していることから、現行方式を継続したいと思っております。

また、父子家庭、男親とお子様の家庭に対する支援につきましては、これまで母子家庭に比べ父子家庭は経済的支援の必要性が低かったため、医療費助成の対象とせず、ホームヘルパー等の派遣による生活援助、保育サービスなど生活面において支援を優先してきたところでございます。しかし、昨年実施いたしました奈良県ひとり親家庭実態調査によりますと、前回調査時に比べ、父子家庭の平均年収が低下しており、経済的支援へのニーズが高まっていると認識しております。母子家庭に対する児童扶養手当が本年八月から父子家庭にも拡大されました。また、既に、今後五年間のひとり親家庭の自立支援策について、外部の有識者等による委員会を設置し、年度内を目途に取りまとめを行う予定でございます。この中で、医療費助成も含めた父子家庭への支援のあり方についても充実させる方向で議論していただく予定でございます。それを受けて、今後の対応の方向を出していきたいと考えております。

中小企業高度化資金、ヤマトハイミールの問題についてのお問い合わせがございました。

今回の公正証書作成に当たったの代理行為が、民法第八十八条に係る双方代理に該当するか否かについてでございます。先般のご質問の後を受けて、弁護士や公証人に確認いたしましたところ、代理人はともに県職員であっても、別人であれば双方代理には当たらないとの回答を得ました。また、そもそも双方代理であれば、公正証書の作成は受け付けられないものであるとのことでした。

連帯保証人へいつどのように報告したかにつきましてのお問い合わせがございましたが、記録が残っていないため正確な日時は確認できませんが、本事案につきましては、県職員たる代理人が連帯保証人から契約条項付き委任状により委任され、その条項どおりの内容で公正証書を作成したものでございます。したがって、委任状が真正に成立している以上、

報告のいかんにかかわらず、公正証書による保証契約の有効性が認められていることは、判決文に書かれているとおりでございます。

なお、今般の判決で、連帯保証承諾書、設立趣意書、加入申込書及び出資引受書などを証拠として、原告の保証意思の存在も推認されております。さらに連帯保証人である原告が判決を不服として控訴していないことから、県としては手続に誤りはなかったものと考えております。

ご質問は以上でございました。

○副議長（藤本昭広） 三十番今井光子議員。

◆三十番（今井光子） 答弁ありがとうございました。今いろいろと聞かせていただきまして、フラワーセンターについては、馬見丘陵公園のほうに持っていこうと県が今、検討中であるというようなことですが、それにつきましてもやはり十分に、今、利用されている方のことは意見を聞いて進めていっていただきたいと思います。それは意見として述べておきたいと思います。

県立野外活動センターですが、基本的には、初めて野外活動を体験するという、そうした子どもたちを集団で連れていっても心配なく使えるという、そういう施設の条件が必要ではないかと思っております。確かにアンケートで、ロッジとかテントでは、大変子どもたちにとってはよかったという、そういうアンケートの回答があるということですが、この前、国立の曽爾高原のところに行ってお話を聞きましたときにも、いろいろやっても、もしそこで事故が起きたら元も子もないということではなっております。そういう意味では、県が管理棟を規模を変えてつくるということですが、そのあたりのところを十分に検討いただきたいと思っておりますので、その点でご意見ありましたら、ぜひお尋ねしたいと思っております。

それから、憲法第二十五条にかかわる問題ですが、亡くなった後に届きました県の結論、これはどういう結論が届いたのか、その中身をちょっとお尋ねしたいと思っております。

それから、父子家庭の関係ですが、本当に今、父子家庭の方々のところも、やっぱり残業ができないとかいろんな条件がありまして、仕事が続けられないということが出ております。ぜひ、医療費でも、これについては父子家庭の医療費を前向きにさせていただくようなニュアンスで受けとめたわけですが、それについてはぜひ実現できるようにお願いをしたいと思っております。

それから、公正証書の関係ですが、双方代理には当たらないということで県のほうは言われております。公正証書の場合に、私は、連帯保証人になった方が平成十九年のときに初めて知ったというところに大変驚きと、何でかという疑問を感じました。県の話では、いろいろな委任状が作成されているので、もう本人は十分知っているはずだというのが県の言い分だと思いますけれども、公正証書の場合に、債権の取り立てをするには公

公正証書の謄本が、やはりこういうふうになったということがきちっと送られるという、そういう必要があるということでございます。送達証明書ということのようですが、大体正式に交付をしてから一週間後ぐらいに交付をされる内容ですけれども、これが連帯保証人のところに届いていなかった。公証役場でもこれを届けたという記録が残っていないわけです。そしたら、公証役場のほうでは連帯保証人の方にそれは直接知らすという形をとっていなかったということになるのではないかというふうに思います。

それと、委任をする場合ですけれども、両方とも県の職員ということですが、委任状を見ましたら、一枚の紙に、奈良県が県の職員の方を委任をしている。それから、ヤマトハイミール食品協業組合につきましても、別の県の職員の方を代理として委任していると、それが一枚の紙に委任状があるということ自体が、やはり双方代理になるのではないかと思うわけですけれども、この点で、印鑑だけ使われたんだということで裁判で言われて、結局実印が使われているのでそれは認められなかったということになっておりますが、いろいろな資料を見たりお話を聞いたりいたしますと、やはりちょっと普通ではないなという感じを受けるわけです。こうしたずさんな委任状でも県では当時認められていたのかどうか、その点について私は、当時のことをご存じの副知事にぜひご意見を伺いたいと思っております。

○副議長（藤本昭広） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） ご要望とご質問がございましたが、一つは、野外活動についての考えに変わりはないかということでございますが、変わりません。お答えしたとおりでございます。

それから、生活保護に関する、大和高田市の事案でございますが、十一月に亡くなられた、病死された方の裁決の内容でございますが、ご質問の中身にもございましたが、就職活動における車の利用は認められない、生活保護の廃止の要件に当たるという県の判断と裁決が出ております。それから、融資について収入との認識がなかったので、これは不正受給によるということと判断されておりますが、融資について収入として申告義務がございましたが、それを怠られたということでございます。生活保護の方は全体として事情は大変厳しいものと思いますが、法の執行という観点では、生活保護をもちろん悪用するお考えはなかったと思いますが、適正な執行というのは行政の側でも求められるものでございますので、今申し上げましたようなことを正当だと思っております。

それから、公正証書の委任状が双方代理かどうかということでございますが、双方代理ではなしに公正証書の委任が適正に成立しているかどうかというのは、判決文のとおり関係する別人の県職員のことでございますが、委任状の記載が同じ文書に書かれていることでございますが、それぞれ委任状については、本人の名前が自筆されております。また、

その中で、連帯保証人の名前も自筆されておりますので、この委任をされた方は自筆でかつ実印を押されたということで、適正な委任状だというふうに思います。

○副議長（藤本昭広） 今、知事が答弁された内容は、副知事に答弁をとということを知事が答弁しているんですね。

◎知事（荒井正吾） はい、そうでございます。

○副議長（藤本昭広） 三十番今井光子議員。

◆三十番（今井光子） 適正だということと言われておられるわけですがけれども、通常の公正証書は一週間以内にその方のところに送達をするという、そうした記録も残っていない。普通は、双方代理でなければ、県は県で委任をする、また組合側、保証人のほうは保証人のほうで委任をするというのが、普通私たちが考える委任状のやり方だと思うんですが、そうした、言ってみれば横着な感じの手続、しかも金額は二十億円というようなお金でございますので、やり方としては非常にずさんではないのかなというふうな印象を持つわけです。この点で、どういう形で、だれが、あなたは連帯保証人になってますよということを直接会ってきちっと話をしているのか、その中身を、その点を私はぜひ県として調査をしていただきたいと思います。代理人の方に聞くなり、県としていろんな手だてを尽くしてぜひ調査をしていただきたいと思います。その点だけ一点お尋ねしたいと思います。

○副議長（藤本昭広） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 委任の内容が公正に成立したかどうかという点に法的な有効性を問われているものと思います。それは議場で問われても、法的な裁判所で問われても、疑義があればただされるべき課題だと思いますが、だれが行ったか、いつ行ったかと、平成三年の話でございますが、私はそのようなことを調査する必要があるのかどうか、ちょっと直ちに返答しかねるように今、思うところでございます。

-----  
○副議長（藤本昭広） 六番尾崎充典議員。

◆六番（尾崎充典） 本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○副議長（藤本昭広） お諮りします。

六番尾崎充典議員のただいまの動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、明、十二月七日の日程は当局に対する代表質問とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後五時十三分散会